豊こ事第 1925 号
令和 8 年（2026 年）10 月 15 日

有償ボランティアとして登録している方
または登録予定の方へ

こども未来部こども事業課長

こども性暴力防止法の施行に伴う対応について

こどもに対する性暴力の未然防止を目的とした「こども性暴力防止法」（正式名称：学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律 以下、法）が令和 8 年（2026 年）12 月 25 日に施行されます。法施行により、対象事業者はこどもに関わる対象業務に従事する職員等に対して、過去の性犯罪歴の有無を確認することや、こどもへの性暴力を防ぐための取組みが義務付けられます。

豊中市立認定こども園で活動される有償ボランティアは、法に基づく対象従事者には該当しないため、過去の性犯罪歴の有無を確認することはありませんが、法の趣旨に則り、登録時の特定性犯罪の前科の確認や性暴力防止への理解促進のための研修の受講依頼を行います。

１．こども性暴力防止法の概要
別紙１「こども性暴力防止法の概要」Ｐ５のとおり

２．有償ボランティアの皆さまに依頼する内容
①誓約書の提出
法に基づきに誓約書の内容を更新いたします。新様式での誓約書のご提出をお願いします。

②性暴力防止への理解促進のための研修の受講
・ご自宅等でこども家庭庁作成の要点動画（約 18 分程度）を視聴してください。
・動画視聴後、園から配布される振り返りシートを作成し、園にご提出ください。
※ボランティアは自主的な活動であり、園での活動時間内に研修を受講することはできません。

こども性暴力防止法に基づく従事者向け研修教材はこちら ➡

こども性暴力防止法に関する研修動画（要点動画）はこちら ➡
※約 18 分程度

３．令和 8 年（2026 年）12 月 24 日までにボランティア登録がお済みの方または園での面談を行う方
①誓約書の提出
令和 8 年 12 月 24 日までに誓約書を園にご提出ください。

②性暴力防止への理解促進のための研修の受講
令和８年 12 月 24 日までに動画視聴し、振り返りシートを園にご提出ください。

※令和８年 12 月 24 日までに上記について確認できない場合は、令和８年 12 月 25 日以降に活動が予定されていたとしてもボランティア活動を行うことができません。

４．令和８年 12 月 25 日以降に園での面談を行う方
①誓約書の提出
園での面談時に誓約書をご提出ください。

②性暴力防止への理解促進のための研修の受講
最初の活動日までに動画視聴し、最初の活動日当日に振り返りシートをご提出ください。

※最初の活動日までに上記について確認できない場合は、活動が予定されていたとしてもボランティア活動を行うことができません。

５．登録の制限・取消
法施行に関連して以下のいずれかに該当する場合は、有償ボランティア登録ができません。また、該当することが判明した場合は登録を取り消します。
①こども性暴力防止法に定める特定性犯罪の前科を有するとき。
②市が指定する研修を受講していることが確認できないとき。
③資格、犯罪歴その他の重要な経歴等の詐称があるとき。
④活動中に児童対象性暴力等及びこれにつながるおそれのある不適切な行為を行ったと認められるとき。
⑤犯罪その他社会的に不相当な行為を行い、ボランティアとして不適格と認められるとき。
⑥その他ボランティアとして不適格と市が判断するとき。

【問合せ先】
大阪府豊中市中桜塚３－１－１
豊中市こども未来部こども事業課運営管理係
℡：０６－６８５８－２２５６
e-mail：kodomo-unei@city.toyonaka.osaka.jp